

石綿使用建築物等解体等業務特別教育

開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL054-255-1080

FAX054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

下田分会 TEL<0558>22-3174 (下田建設業協会内)	静岡分会 TEL<054>245-6288 (静岡建設業協会内)
三島分会 TEL<055>975-0332 (三島建設業協会内)	島田分会 TEL<0547>37-7105 (島田建設業協会内)
沼津分会 TEL<055>932-8311 (沼津建設業協会内)	袋井分会 TEL<0538>42-4338 (袋井建設業協会内)
富士分会 TEL<0545>61-2838 (富士建設業協会内)	浜松分会 TEL<053>454-8288 (浜松建設業協会内)
清水分会 TEL<054>364-5636 (清水建設業協会内)	天竜分会 TEL<053>926-1562 (天竜建設業協会内)

石綿障害予防規則が平成17年7月1日より施行され、この規則により、事業者は石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に従事する労働者に対し、特別教育を行わなければならない、とされています。

このため、当支部では、静岡労働局の要請も受け、この石綿使用建築物等解体等業務特別教育を下記により開催いたします。

是非、多数の方が受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 講習開催日及び会場等

- (1) 講習会は、毎年2月、5月、8月、11月頃に発行します別途「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。
- (2) 講習会は、午前9時より開催いたしますので、午前8時50分までに集合して下さい。

2. 講習の科目及び時間

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 石綿等の有害性 | 0.5 時間 |
| (2) 石綿等の使用状況 | 1.0 時間 |
| (3) 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 | 1.0 時間 |
| (4) 保護具の使用法 | 1.0 時間 |
| (5) その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項 | 1.0 時間 |

(平成 21 年 4 月 1 日より保護具の使用法が 30 分増え、1 時間になり合計時間が 4 時間 30 分になりました)

3. 受講対象者

石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に従事している者。

4. 講習会費

受講料 6,700 円 テキスト代 800 円 合計 7,500 円 (消費税込)

5. 受講申込手続

- (1) 次頁の受講申込書及び受講票をキリトリ、必要事項を記入、捺印のうえ写真 (2 枚) を貼付して、開催日の 10 日前までに建災防支部又は各分会に受講料を添えて申し込んで下さい。
- (2) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (3) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承下さい。
- (4) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の 7 日前までに申し出て下さい。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承下さい。
- (5) 講習会費振込みの場合は、

中央三井信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

6. その他

- (1) 当日は受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (3) 修了証は教育修了時に交付します。
- (4) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了証は交付しません。